

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下「自動発注サーバ」という。）は恒久的施設に含まれる可能性がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>自動発注サーバを恒久的施設に含まれないものとする。</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法 24 条 1 項 2 号及び 3 号、同条 3 項、72 条の 2 第 6 項、294 条 1 項 2 号及び 3 号、同条 5 項 地方税法施行令 7 条の 3 の 5、10 条の 2、46 条の 4 </div>	
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、海外投資家が、我が国において、自動発注サーバを所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設(PE)とされる可能性があり、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、我が国において法人税(外国法人の場合)が課税される可能性がある。</p> <p>このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
	政策の達成目標	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず。
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	平成 24 年度からの継続要望である。